

2019年9月25日

関係需要家団体 殿

電線の輸送費高騰等に関するご理解とご協力をお願い

一般社団法人日本電線工業会  
会長 小林 敬一



拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

運送業界の人手不足対応や働き方改革が社会的課題となり、本年3月からは国の「ホワイト物流推進運動」が進められている中、電線の輸送経費も高騰（過去半年間に、弊会会員の約2/3で20%以上高騰）し、弊会会員も、国の施策に協力しつつ、可能な限りコストダウンを進めて輸送サービスの維持に努めております。しかし、電線の輸送環境は日々厳しさを増し、輸送費高騰のみならず、輸送数量制限や集荷締切り時間の切上げによる翌日配送等短時間納入が困難となる等、輸送サービスの水準の維持すら難しくなっております。

そこで、弊会会員においても、個別の経営判断に基づき、当該高騰する輸送経費等について、各需要家の皆様に必要なに応じて応分のご負担や輸送条件の見直し等につき格別のご協力とご配慮をお願いせざるを得ない場合もあるかと存じます。もとより、個々の取引や輸送費のご負担の在り方について具体的に弊会が申し上げることには致しませんが、厳しい輸送環境への対応については弊会からもご理解とご協力をお願いすべきと考えており、貴需要家団体及び需要家の皆様には、弊会からも格別のご理解とご協力をお願い申し上げる次第です。

ご高承のとおり、弊会が公表した『取引適正化ガイドライン』の中で、弊会会員の事業の『収支相償』を図るべく、あくまでも弊会各会員の独自の経営判断によりつつも、例えば特殊配送等の費用等必要なコストは回収すべきとの観点に立って、需要家の皆様にも応分のご負担をいただくべく、取引基本契約等の中で適正な契約条件を明確に位置付けるとともに、当該契約条件の厳守をお願いすべきと考えております。また、需要家の皆様には、例えば「軒先渡し」や「車上渡し」等の契約条件を厳守いただくとともに、それらを超える配送、特に重機等特別の運搬手段を要する配送、休日や深夜の配送、即時配送等の特殊配送については、需要家の皆様にも更に応分のご負担等をお願いすべき場合もあろうかと存じます。もとより、輸送経費等を本体商品の価格と別建てとするかどうか等を含め、輸送経費等のご負担の方法やその程度等具体的な契約条件の内容、決定は弊会の各会員と個々の需要家の皆様との間の個別の自由な取引交渉によるべきものでありますが、貴需要家団体におかれては、こうした輸送費高騰及び運送業界の人手不足や働き方改革への喫緊の対応に関して、改めてご理解とご協力を賜り、需要家の皆様にも適切な対応に関するご周知、ご要請をお願いいたしたく、何卒よろしくご協力申し上げます。

敬 具